

令和8年度 第1回 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会 次第

- ・日時 令和8年9月1日（火）午前10時～正午（予定）
- ・場所 鳥取県庁第二庁舎 第32会議室・オンライン併用

- 1 開会
- 2 報告事項
 - （1）「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の会議等について
 - （2）「とっとり孤独・孤立サポーター」について
- 3 審議事項
 - ・鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例別表に基づく事業の実施状況について
- 4 意見交換
 - ・地域のきずな推進支援事業（身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ等）について
- 5 閉会

資料1	審議会委員名簿
資料2	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議等について
資料3	「とっとり孤独・孤立サポーター」について
資料4	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定
資料5	生活困りごと相談の実施状況について
資料6	重層的支援体制整備事業の県内市町村実施状況について
資料7	孤独・孤立に係る人材育成研修について
資料8	地域のきずな推進支援事業について
参考資料1	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例
参考資料2	孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会委員

区分			氏名	所属団体等	備考
(1) 特定援助者等	特定援助者	ひきこもり	遠藤 明子	虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会） 代表	
		知的障がい	大谷 喜博	（一社）鳥取県手をつなぐ育成会 会長	
		重症心身障がい	伊井野 一郎	鳥取県重症心身障害児(者)を守る会 会長	
	被援助者	認知症	藤田 和子	（一社）日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事	
	その他の家族等	難病	米田 美奈子	日本リウマチ友の会 支部委員	
(2) 特定援助者等支援を行う団体		ヤングケアラー	北川 大智	元ケアラー	欠席
			福島 史子	日本学校ソーシャルワーク学会 理事	欠席
		出産直後	平井 和恵	（一社）鳥取県助産師会 会長	欠席
		老老介護・認知症	荒川 勉	認知症の人と家族の会鳥取県支部 世話人	オンライン
		依存症	岩岸 直美	県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士	
		多様な就労	坪倉 孔喜	（社福）日南福祉会理事長	欠席
(3) 特定援助者等支援について知見を有する者		学識経験者	青木 淳英	（学法）藤田学院鳥取短期大学 准教授	
		市町村(福祉)	高垣 智恵子	智頭町福祉課 参事	
		市町村(介護)	池田 伸夫	北栄町地域包括支援センター センター長	
		社会福祉協議会	朝倉 香織	（社福）鳥取県社会福祉協議会 事務局長	欠席
		民生・児童委員	西井 通	鳥取県民生児童委員協議会 理事	
(4) その他知事が適当と認める者		経営	桐林 正彦	鳥取県商工会議所連合会 幹事長	新任
		労働	山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	欠席
(5) 一般公募			森藤 忠義		欠席

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の会議等について

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO 法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体でプラットフォームを設置して孤独・孤立対策の取組を推進していく。プラットフォーム活動の企画等を検討する中心的な団体である「幹事団体」で情報共有や連携を図る会議を開催し、公募による登録の支援機関である「一般団体」との連携を強化していく。

【活動内容】

- ①「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催
 - ・普段あまりつながりのない県内各地で活動する支援団体を集めた孤独・孤立に係る分野別ワークショップを開催し悩みや解決法、好事例を共有。また、支援機関同士の顔の見える関係作りを行う。
- ②プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する講演会、フォーラム等を支援
 - ・プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等）に県として支援することにより、支援団体の取り組みの活性化、支援機関同士の連携・協働を進める。
- ③メルマガの発信、情報連携ツールを通した団体間の交流促進

【幹事団体】

- 民間支援機関等：12 団体

NPO 法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社、労働者協同組合ワーカーズコープ、センター事業団さんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県商工会議所連合会
- 社会福祉法人：1 団体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- 行政：21 団体（市町村、鳥取県教育委員会、県（事務局））

【一般団体】

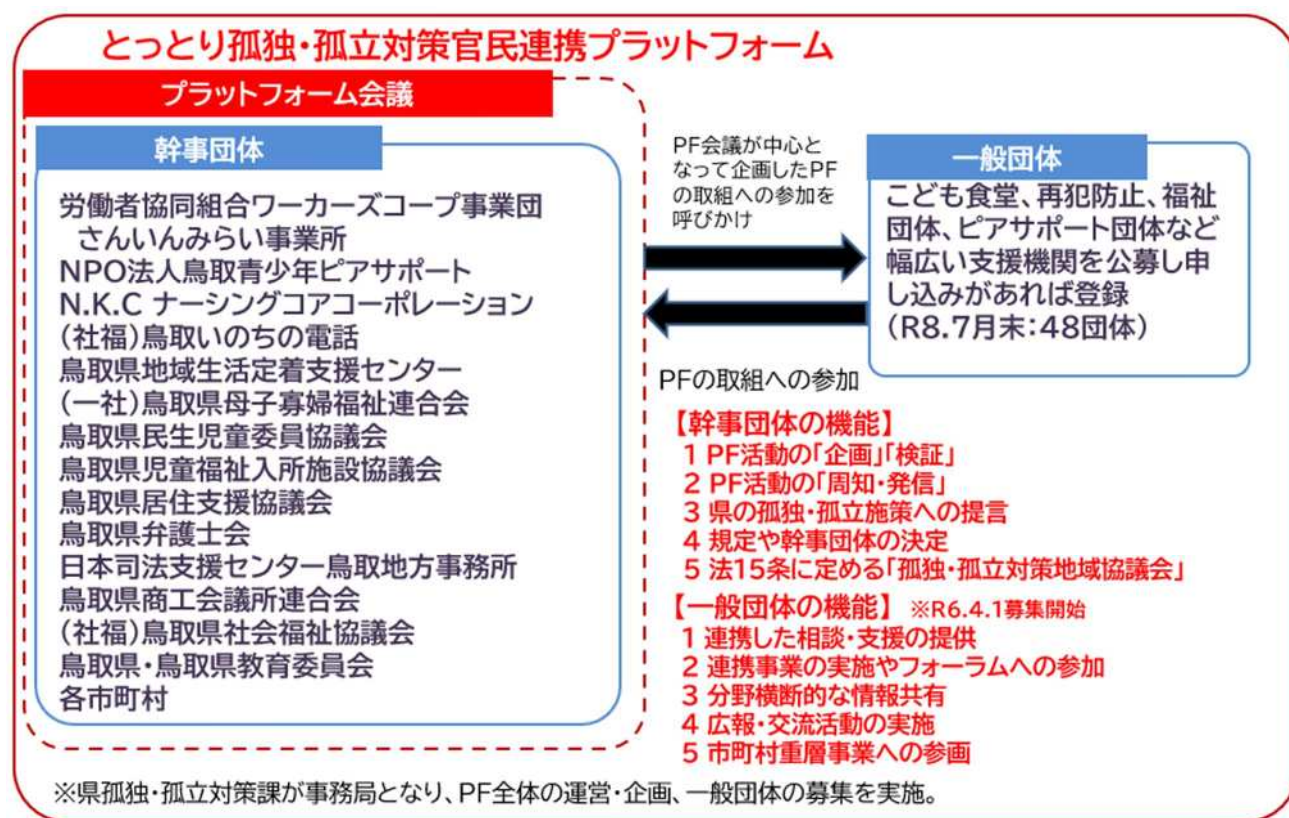
令和6年度から募集しており加入状況については以下のとおり。（令和8年7月31日現在）

団体種別	団体数	団体名
福祉サービス事業所	9	NPO 法人はるひな、NPO 法人あかり広場、合同会社あいひろ、TRIGGER（株）、産前産後ケアハウスはぐはぐ合同会社、（株）コモングラウンド、（社福）養和会、NPO 法人アプローズ、（社福）やず
ピアサポート・当事者団体	11	鳥取県精神障害者家族会連合会、NPO 法人ピアサポートつむぎ、特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会、元気になるうの会（不登校や学校が苦手な子と親が集う会）、らっきょうの花、発達障がい家族ネット、～対話と学びとつながりと～どんぐりの森、鳥取県高次脳機能障害者家族会、Warmeyes、不登校児童生徒、ひきこもり青少年の親の会「つながろう会」、「リアン」知的障害・発達障害当事者&家族の会
支援機関	7	（一社）ひだまり、（一社）みもぎの会、Tottori Mama’s、（一社）成年後見ネットワーク倉吉、（一社）鳥取県再犯抑止更生協会、NPO 法人リカバリーポイント、鳥取行政監視行政相談センター
医療機関	2	倉吉病院、鳥取医療生活協同組合
市町村社協	5	倉吉市社協、米子市社協、大山町社協、八頭町社協、智頭町社協
その他	14	いき○研究会、NPO 法人人と動物の共生センター、米子フリースクール、鳥取県公共図書館協議会、夢現の風、株式会社 Tri-Arrow、フリースクールきょういく、地域支え合い米子居い場所田園、フリースクール・S、NPO 法人明るい生活、Mnet グループ、（一社）外国人ライフサポート nicotto、住民活動支援ネット（ほっとちょこっと café）、こころの声サポートの会
合計	48	

【会議の開催概要】 ※幹事団体の構成員で開催

- 第1回 (R4. 9. 14) : プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等
- 第2回 (R4. 12. 27) : 第1回会議後の取組状況の共有、令和5年度事業実施に向けた方向性等
- 第3回 (R5. 8. 28) : 令和5年度6月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要、相談窓口の顔の見える関係作り
- 第4回 (R6. 3. 18) : 令和6年度事業、プラットフォーム構成団体の拡大、県孤独・孤立対策地域協議会設置
- 第5回 (R6. 9. 2) : 令和6年度事業、県内及び県外事例の紹介、県の孤独・孤立対策協議会の運営等
- 第6回 (R7. 9. 1) : 令和7年度事業、身寄りのない人への支援、市町村による孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
- 第7回 (R8. 1. 27) : 令和7年度事業報告、一般団体会員の活動紹介、県・市町村の孤独・孤立対策事業
- 第8回 (R8. 8. 7) : 令和8年度予定事業、一般団体会員の活動紹介、孤独・孤立対策や各団体活動の更なる周知、各団体間の連携強化

<イメージ図>



【プラットフォームワークショップ】

分野ごとの好事例の展開及び、支援団体間の顔の見える関係作り・交流を目的として、プラットフォーム加入団体等を対象としたワークショップを開催。

- 令和6年度：第1回 1月29日（水）14：00～16：00 倉吉交流プラザ 参加者25団体30名
- 令和7年度：第1回 10月9日（木）15：00～17：00 エキパル倉吉 参加者24団体29名
- 令和7年度：第2回 1月28日（水）15：00～17：00 エースバック倉吉 参加者23団体27名
- 令和8年度：第1回 10月6日（火）／第2回 2月19日（金） 中部で開催予定

【会員団体による広報啓発事業】

支援団体の取組の活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組や支援機関同士の連携・協働を進めていくため、会員団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等）を支援。

- 令和6年度：1団体
- 令和7年度：2団体
- 令和8年度：3団体（令和8年7月31日現在）

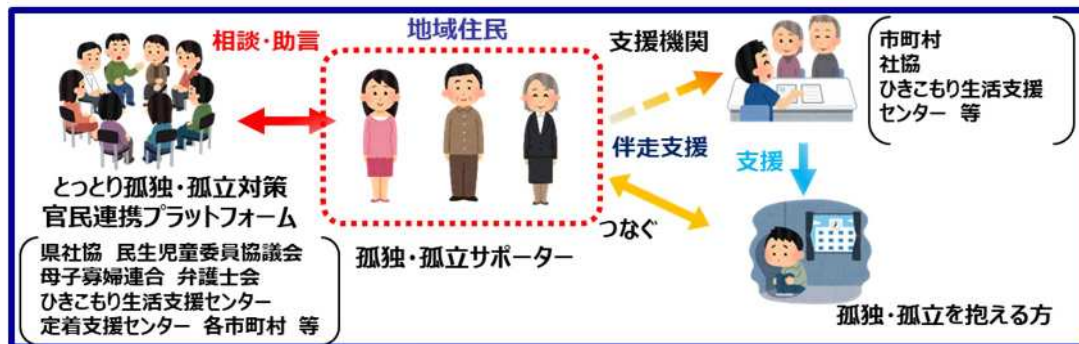
「とっとり孤独・孤立サポーター」について

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(R5. 1施行)に基づき、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う、誰一人取り残されない社会づくりを推進するため、孤独・孤立対策に関心を持ち、寄り添った支援・活動を行う方を「とっとり孤独・孤立サポーター」(以下、「サポーター」という。)として任命していく。

1 サポーターの概要

＜期待する役割＞

- (1) 自らの地域において、孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、支援につなぐ。
- (2) 支援につなぐ際には、可能な限り対象者と支援機関の間に立ち、家庭訪問や日頃の声かけなど、信頼関係を築きながら、地域における関わりづくり、見守りや伴走支援を継続する。



＜任命状況＞

サポーターは、公募又は市町村からの推薦の中から県が適当と認める方を任命。

- (1) 任命数 121名(令和7年度末:公募104名、市町村推薦17名)※主に民生委員、福祉関係者、行政職員 等
- (2) 任命要件

以下のいずれも満たす者として、県が適当と認める者を任命。

- ① 県が実施するサポーター養成研修を修了した者。既に同等の研修を受講済、又は、県が実施するサポーター養成研修を修了したものと同等の能力を有すると市町村が認めた者
- ② 地域の孤独・孤立等の課題に関わり、サポーターの役割を果たす志のある者
- ③ 市町村との名簿の共有に同意する者

2 サポーター養成研修の実施

とっとり孤独・孤立サポーターを養成するため、基礎研修として孤独・孤立の実態や困りごとを抱える人に携わるポイント等を、対人援助研修として対人コミュニケーション法を学ぶ研修会を開催。

＜令和8年度の概要＞

- (1) 概要 【基礎研修】日時:7月13日(月)午前9時15分～11時35分

会場:米子コンベンションセンター (録画配信あり)

内容:「孤独・孤立対策について」

鳥取県福祉保健部孤独・孤立対策課

「孤独・孤立を抱えた人に関わるときのポイント」

鳥取大学大学院医学系研究科 教授 竹田 伸也 氏

「地域資源の理解」

鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長 眞弓 洋一 氏

- 【対人援助】日時:8月6日(木)午前9時30分～午後4時

会場:米子コンベンションセンター、中部総合事務所、鳥取県庁

内容:対人援助の作法等

鳥取大学大学院医学系研究科 教授 竹田 伸也 氏

米子市福祉保健部福祉政策課総合支援相談員 藤井 有紀 氏

居い場所田園コーディネーター 柴谷 淳氏

(2)参加申込者数 113名

3 サポーターや孤独・孤立対策関係団体等の交流会の実施

とっとり孤独・孤立サポーターや市町村職員、孤独・孤立対策関係団体等を対象に、日頃の活動内容や悩み事、感じていること等を意見交換し、地域におけるつながりづくりや意欲向上を目的として、圏域ごとに交流会を開催。

令和8年度は、10月21日に倉吉未来中心を会場として、NPO法人抱樸の森松専務理事に伴走型支援をテーマに講演いただき、その後交流の場としてグループトークを実施し、サポーター活動の発展及び地域におけるつながり強化のための交流会を実施する予定。

<令和7年度交流会の概要>

(1)概要 【東部】日時:令和8年2月28日(土)午後1時30分～4時20分

会場:さざんか会館(鳥取市)

活動紹介団体: Tottori Mama's、就労継続支援 B 型事業所「暖々」

【中部】日時:令和8年3月1日(日)午後1時30分～4時20分

会場:エキパル倉吉 多目的ホール(倉吉市)

活動紹介団体: 中部ひきこもり生活支援センター、NPO 法人ピアサポートつむぎ

【西部】日時:令和8年3月7日(土)午後1時30分～4時20分

会場:米子コンベンションセンター(米子市)

活動紹介団体: NPO 法人地域共生とっとり、居い場所田園

(2)参加者数 42名(3圏域参加者延べ数)

(3)参加者の声・感想

- ・様々な活動をされている内容を直接知ることができたので、嬉しかったです。
- ・広い視点からのグループトークが深い話となり、勉強になりました。つながりづくりの大切さを感じました。このつながりを強めたり広げたりする仕掛けづくりをしていただけるとありがたいと思います。
- ・行政と地域の役割分担、双方が必要であり、それぞれがお互いに知りあうことが大切。

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定

条例		現状	今後の予定
区分	主な施策		
特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段) (特定援助者等：家庭内援助を行う者、被援助者及びその他の家族等をいう。以下同じ。)	1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。	・【とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置】 孤独・孤立対策に関する普及・広報活動、孤独・孤立対策に取り組む団体等の支援、孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及び支援組織間の複合的・広域的な連携強化、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動を実施している。	・資料2(「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の会議等について)のとおり。 ・市町村ごとのプラットフォーム設置を推進していく。 ・特定援助者 家庭内援助を行う者 ・被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者 ・特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等 (条例第2条(定義)より)
	2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。	・【包括的な支援体制整備(重層的支援体制整備)支援】 アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化を図る。 ・【鳥取県版孤独・孤立解消支援事業】 市町村が裁量を持ち、孤独・孤立を抱える方について、地域の実情に合った支援を行えるよう、制度の創設や地域の社会資源を活用した地域づくり等を行う市町村に対する補助制度により支援している。 ・【地域のきずな推進支援事業】 身寄りのない方の入院・入所、死後事務等の支援について、市町村、医療・介護関係者等で苦慮するケースがあり課題となっていることから、市町村のモデル的取組を支援するとともに、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにワーキンググループを設置して、関係団体の実務者により検討している。	・県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自治体の社会資源などを整理した上で勧奨を続けていく。 ・令和9年度から小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業が新設されるため、未実施自治体に情報提供していく。 ・孤独・孤立を抱える方について、地域の実情に合った支援を行えるよう、引き続き、市町村の自主的な取組を支援するとともに、市町村と孤独・孤立サポーターと連携した取組を後押ししていく。 ・身寄りのない方の入院・入所、死後事務等の支援について、市町村による地域における支援体制の構築への支援策を検討していく。

(特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段)・続き)			・社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者等への生活、入院・入所、死後事務の支援が新たな第二種社会福祉事業として、令和10年度を目途に制度が創設されるため、国の動きを注視しつつ、必要に応じて、実施主体への支援を検討していく。
	3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。	・【孤独・孤立に関する相談窓口設置】 「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。(令和4年11月からは孤独・孤立相談も対応し令和7年10月からLINE相談にも対応) ・【包括的な支援体制整備(重層的支援体制整備)支援】 市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和8年度は11市町村により取組が行われている。 市町村が包括的な支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援している。 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。 ・【ヤングケアラー支援強化事業(LINE相談など)】 ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、気軽に相談できるLINE相談、時間を問わない365日・24時間の電話相談、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの開催等を行っている。 ・【ひきこもり対策推進事業】	・県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自治体の社会資源などを整理した上で勧奨を続けていく。 ・令和9年度から小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業が新設されるため、未実施自治体に情報提供していく。 ・令和6年度から開始した「とっとり孤独・孤立サポーター」の養成により、地域の中の自発的に支援につながる事が難しい孤独・孤立を抱える方が支援に繋がり、また、より身近な場所で伴走支援を受けることのできる体制を作っていく。

(特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段)・続き)		ひきこもり生活支援センターにおいて、気軽に相談できるLINE相談、電話相談を実施している。	
	4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。	・【精神障がい者地域移行・地域定着支援事業(障がい福祉課)】 入院中の精神障がい者が安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による地域医療支援や住宅確保支援等を行っている。 また、入院中の精神障がい者の孤独感解消等のため、患者本人の希望に応じて、病院へ訪問支援員(傾聴、生活相談、情報提供等を行う者)を派遣する取組を令和7年度より西部圏域で開始している。	・令和7年度から西部で実施している入院者訪問支援事業を、東部・中部での実施にむけて調整中。 ・入院中の精神障がい者の孤独感解消等のため、患者本人の希望に応じて、病院へ訪問支援員(傾聴、生活相談、情報提供等を行う者)を派遣する取組を令和7年度に西部圏域で開始。令和8年度以降、圏域を東部・中部に拡大予定。 ・精神障がい者が、退院後も地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保や関係機関・者で支えるための施策を実施していく。 ・令和8年度に、精神障がい者ピアサポーターの派遣調整を行うピアバンクを設置予定(中部で10月に予定)。
		・【アルコール健康障害・依存症対策事業(障がい福祉課)】 依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施や活動を支援している。	引き続き、依存症に関する団体が行う取組の支援を継続していく。
		・【認知症サポートプロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症本人によるピアサポートにより共感しあうことで孤独感、不安感を解消するなど早い段階での気持ちの立て直しを支援している。	引き続き、ピアサポート等の取組について、支援を継続していく。

(特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段)・続き)	4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。	・【ひきこもり対策推進事業】 保健所やひきこもり生活支援センターにおいて、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保している。 ・【ヤングケアラー支援強化事業】 ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンやSNSの集いを開催し、悩みや現状を共有しあうことにより、ヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスをを行っている。 【当事者・家族等のピアサポート活動支援事業】 ピアサポート活動を含めた、同じ悩みを持つ者同士の支え合いや、つながりの場の構築等に取り組む県内団体に対する支援制度により新規の立ち上げや活動の継続を支援している。	・引き続き、ピアサポート等の取組について、支援を継続していく。
	5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。	・とりネットホームページから支援機関等へのアクセスができるだけ容易となるよう、ホームページを改修。また、令和6年4月からプラットフォーム構成団体について、一般会員を募集し、随時支援機関として公表している。	・引き続き、とりネットホームページの更新やプラットフォームの一般団体の公表を行っていく。
	6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。	・【包括的な支援体制整備(重層的支援体制整備)支援】 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。 市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援している。	・市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和8年度は11市町村により取組が行われている。県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自自治体の社会資源などを整理した上で勧奨を続けていく。 ・令和9年度から小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業が新設されるため、未実施自治体に情報提供していく。

	7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。	・【孤独・孤立に関する相談窓口設置】 どこに相談すればよいかわからない、身近な市町村の相談窓口には相談しにくい等の声を受け、「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。(令和4年11月からは孤独・孤立相談も対応し令和7年10月からLINE相談にも対応)	・令和6年度に募集を開始した「とっとり孤独・孤立サポーター」の養成により、地域の中の自発的に支援につながる事が難しい孤独・孤立を抱える方が支援に繋がり、また、より身近な場所で伴走支援を受けることのできる体制を継続して作っていく。
	8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。	・【包括的な支援体制整備(重層的支援体制整備)支援】 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。 ・【子どもの貧困対策総合支援事業(家庭支援課)】 子どもの居場所づくり等)等、関係部局により子ども食堂や居場所づくりへの支援を実施している。	・引き続き、市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援していく。 ・令和9年度から小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業が新設されるため、未実施自治体に情報提供していく。 ・住民相互のつながりづくりや生活支援につながる居場所の支援を検討していく。
ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策(別表中、第2段)	1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。	・【医療型ショートステイ総合支援事業(子ども発達支援課)】 医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関が実施する医療型ショートステイに係る支援を行っている。 【医療的ケア児等訪問型レスパイト支援事業(子ども発達支援課)】 医療的ケア児等保護者のレスパイト(休息)を支援するため、自宅に看護師を派遣し、医療的ケアを伴う介助や見守りを行っている。	・医療型ショートステイの利用を促進するため、県内の医療機関、ヘルパー事業所等へのさらなる働きかけを進めていく。 ・令和8年度より、前年度まで利用対象を限定したモデル事業として実施していた訪問型レスパイト支援事業を全県展開した。今後もさらなる利用拡大のため、制度周知に努めていく。
(ヤングケアラーをはじめとする家	(1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内	・【在宅難病患者一時入院事業(健康政策課)】 難病患者の家族等介護者の休息等を目的として医療機関が入院を受け入れている。	・引き続き、受入れ医療機関を確保するとともに当該医療機関の受入れ態勢を支援していく。

庭内援助を行う者を支援する施策 (別表中、第2段)・続き)	援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。・続き)	・【子育て世帯のレスパイト支援の充実事業(家庭支援課)】 レスパイトケアを必要とする子育て家庭が、市町村が実施する子育て短期支援事業を安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿の整備を推進するための整備費・改修費を支援している。	・引き続き子育て短期支援事業の運営費、開設準備経費(改修費等)の支援を継続していく。
		・【子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業(家庭支援課)】 支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育等)を実施する。	・引き続き子育て世帯訪問支援事業の家事支援、育児・養育支援、相談等経費の支援を継続していく。
		・【強度行動障がい者支援体制総合強化事業(とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業)(障がい福祉課)】 現時点で福祉サービスにつがっていない方、円滑なサービス利用ができていない若年者を主な対象者に、円滑なサービス利用につなげること等により強度化を防止し、地域においてサービスを利用しながら将来を見据えた暮らしを支えるための体制を構築する。	・強度行動障がい者支援体制総合強化事業について、令和7年度に特別支援学校を対象として実施した実態調査の結果も活用しながら、引き続き、教育をはじめとする関係分野とも連携した支援体制の構築を進める。
		・【鳥取県版孤独・孤立解消支援事業】 ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等、既存の制度では対応が難しい人に対する相談・支援など、人に寄り添ったきめ細かな対策を行う市町村を支援する。	・孤独・孤立を抱える方について、人に寄り添ったきめ細かな対策が行えるよう、引き続き、市町村の自主的な取組を支援するとともに、市町村と孤独・孤立サポーターと連携した取組を後押ししていく。
(ヤングケアラーをはじめとする家	2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の	・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、学校や駅構内へ啓発パンフレット・ポスター等を配布している。	・引き続き、ヤングケアラーの啓発を行うとともに、ひきこもりフォーラム、ヤングケアラーフォーラムを実施する。

庭内援助を行う者を支援する施策 (別表中、第2段)・続き)	提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと	・ひきこもりフォーラム、ヤングケアラーフォーラム・研修会を実施している。	
	3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。	・【スクールソーシャルワーカー活用事業(生徒支援・教育相談センター)】 ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるための専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置について助成している。	・スクールソーシャルワーカーを全県立学校に対応するよう8名配置するとともに、市町村教育委員会に配置のための助成を引き続き行う。
	4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。	・【ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業(県民運動課)】 県内の企業・経済団体等が社員及び管理職を対象に開催する家事、育児、介護等に関する社内研修・セミナー等へ講師を派遣している。	・引き続き、仕事と家事との両立に向け、家庭生活参画の機運醸成を図るための支援を継続していく。
		・【シン・子育て王国とっとり男性育休取得応援事業(子育て王国課)】 育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に奨励金を支給し支援している。	・男性労働者に育児参加休暇、介護休暇、子の看護等休暇、養育両立支援休暇※を取得させた事業者に対して奨励金を支給し、育児・介護等と仕事の両立を支援する予定。※養育両立支援休暇については男女不問
	5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。	・【孤独・孤立に係る人材育成(孤独・孤立対策課)】 市町村担当者や支援機関等を対象とした包括的支援体制整備に係る人材育成を図るスキルアップ研修(包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成研修)、住民に対する孤独・孤立対策に関する基本的な内容や対人援助の研修を実施している。 また、ヤングケアラー支援フォーラム兼関係機関職員研修会やひきこもりを考えるフォーラムなど住民に対する普及・啓発セミナーを実施している。	・引き続き、人材育成については、市町村や支援機関を対象とした高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のための人材育成を図る研修、住民を対象とした対人援助等の研修を実施する。 ・引き続き、県民への普及・啓発セミナーを実施していく。

障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策 (別表中、第3段)	1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。	(障がい福祉課) 県内の各障害福祉サービス事業所が、居宅介護、生活介護、共同生活援助(グループホーム)、自立訓練(生活訓練)等の障害福祉サービスを、利用を希望する方に対して提供している。 また、県は、重度障がい、強度行動障がいのある方が地域で生活しやすくなるよう、サービス提供を行う事業所に対して運営費等の補助を行っている。 就労支援に関しては、工賃向上のための共同受注体制の構築、農福連携の推進、さらに一般就労移行のための施策を実施している。 さらに、障がい者就労継続支援事業所が利用者の満足度向上及び負担軽減のために実施する環境整備のための補助制度を設け、障がい者の働きやすさ向上、職場定着の取組みを推進している。 (長寿社会課) 高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、住み慣れた自宅や地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各市町村において、介護保険事業計画を策定し、地域住民のニーズに応じ、居宅サービス、地域密着サービス等の必要見込数を定め、サービス提供基盤を整備している。 また、県では、中山間地域においても在宅での介護が可能な体制を維持するため、事業存続が困難になっている訪問介護事業所に対して、介護給付費とは別に、市町村を通じて運営費等の支援を実施している。	(障がい福祉課) 引き続き、各障害福祉サービスの提供体制の充実、工賃向上、利用者の満足度向上及び負担軽減のための取組・支援を継続していく。 (長寿社会課) 市町村とも連携しながら、要介護者等が地域で生活できるよう、介護サービス提供体制基盤の充実に努める。
(障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策			

(別表中、第3段)・続き)	2 上欄に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。	(障がい福祉課) グループホームの整備について、国の補助に加え、令和7年度に、県独自の補助制度を創設し、その充実を図っている。 また、就労支援に関しては、単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場「ワークコーポとっとり」を整備しているほか、利用者負担軽減のための環境整備や治具導入のための補助制度を設けている。 (長寿社会課) 「地域医療介護総合確保基金事業」により、地域密着型サービス等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行っている。 また、令和8年度には、老朽化した特養や老健等の修繕費を支援する補助制度を創設した。〔鳥取県老人福祉施設等長寿命化対策支援事業補助金〕 さらに、介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業所が介護環境の改善のために整備する介護ロボットやICT導入を支援しているほか〔介護テクノロジー定着支援事業補助金〕、施設等の防災・減災対策等を推進する施設及び設備等の整備を進めている。〔地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金〕	(障がい福祉課) 引き続き、グループホーム、就労支援のための施設整備等を継続し、必要な施設の整備を推進していく。 (長寿社会課) 引き続き、介護事業所・施設の施設整備等を継続し、必要な施設の整備を推進していく
(障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。	・【親なき後を見据えた地域生活サポート事業(障がい福祉課)】 保護者が健在なうちに、障がいのあるわが子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である	・親亡き後のサポート体制の充実・強化を図るため、引き続き、安心サポートファイルの更なる普及拡大や、関係機関との連携調整を担うコーディネーター配置等に対する

(別表中、第3段)・続き)		「安心サポートファイル」の全県的普及と促進を図る取組を進めている。 また、障がいのある方の親なき後等に備えて市町村が整備することとされている地域生活支援拠点について、県内市町村の取組を支援し、ノウハウを横展開することにより、全県的な拠点の機能充実に取り組んでいる。	サポート体制の構築のほか、安心サポート体制構築事業の検討委員会の取組(ファイルの普及活用の拡大、活用方策の改善、見直内容の周知等)に対し支援していく。 また、地域生活支援拠点の機能拡充のため、市町村に対して必要な支援を継続して実施する。
	4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。	・【あいサポート推進事業(障がい福祉課)】 障がいのある人にちょっとした手助けや配慮を实践する「あいサポート運動」において、その精神にのっとり、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除き、地域社会(共生社会)の実現に向けた事業に取り組んでいる。	・改正障害者差別解消法の施行を経て、より一層あいサポート運動の地域実装を進めるため、関係団体等とも連携しながら、地域、事業者、学校等において、引き続き、あいサポート運動等の理解啓発、実践につながる取組を強化していく。
		・【認知症サポートプロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」は県内に約12万人。認知症サポーター養成・ステップアップ講座などに取り組んでいる。	・認知症サポーター養成・ステップアップ講座について、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症に関する知識のアップデートが求められていることから、引き続き、講座を開催し、既受講者にも受講を案内していく。
個人情報の活用と保護(第9条)	県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じたその保有する個人情報を共有するよう努める。(個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。)	・各団体とも、社会福祉法(重層的支援体制整備事業)、児童福祉法(要対協)、生活困窮者自立支援法(支援会議)など法律に定めのあるものは当該法律に従い、それ以外は本人の同意を得るようにしてできる範囲で対応している。	・引き続き、個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定に基づき共有するとともに、それ以外は、本人の同意を得て適切に共有するよう努めていく。

人材の育成等(第11条)	県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。	・【福祉人材の資質向上支援事業】 市町村担当者や支援機関等を対象とした包括的支援体制整備に係る人材育成を図るスキルアップ研修(包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成研修)、住民に対する孤独・孤立対策に関する基本的な内容や対人援助の研修を実施している。	・引き続き、人材育成については、市町村や支援機関を対象とした高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のための人材育成を図る研修、住民を対象とした対人援助等の研修を実施する。
普及啓発(第12条)	県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行う。	・随時、あいサポート運動、認知症サポーター、ひきこもりサポーターなどの研修を実施している。 ・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、学校へ啓発パンフレット・ポスター等を配布している。 ・ひきこもりを考えるフォーラム、ヤングケアラーフォーラム等を実施している。	・引き続き、ヤングケアラー支援の学校等への啓発を行うとともに、ひきこもりを考えるフォーラム、ヤングケアラーフォーラムなど各分野に係るフォーラム等を実施する。

生活困りごと相談の実施状況について

孤独・孤立対策課

1 相談体制

- ・対面相談窓口:①県立鳥取ハローワーク内: 火曜日 13:30～16:00/木曜日 10:00～12:00
②県立倉吉ハローワーク内: 水曜日 10:00～12:00/金曜日 10:00～12:00
③県立米子ハローワーク内: 火曜日 10:00～12:00/木曜日 13:30～16:00
- ・電話相談:9:00～17:15
- ・LINE 相談:令和7年10月から開始、24 時間 365 日受付

2 相談件数・相談内容

年度	相談件数・主な相談内容
令和4年度 (11月開始)	82件(鳥取35件 倉吉10件 米子37件) 家族関係、近隣関係、住宅関係、仕事関係、生活困窮、孤独・孤立、疾病、就労支援、障がい者支援、資産関係、終活関係、公租公課関係
令和5年度	147件(鳥取58件 倉吉23件 米子66件) 家族関係、近隣関係、仕事関係、生活困窮、孤独・孤立、疾病、就労支援、ひきこもり、行政への不満、問合せ
令和6年度	189件(鳥取66件 倉吉49件 米子74件) 家族関係、近隣関係、住宅関係、仕事関係、生活困窮、孤独・孤立、疾病、就労支援、消費生活問題
令和7年度	110件(鳥取28件 倉吉20件 米子62件) 家族関係、近隣関係、仕事関係、生活困窮、孤独・孤立、疾病、就労支援、資産関係、負債関係
令和8年度 (R8.4～6月)	51件(鳥取15件 倉吉3件 米子33件) 家族関係、近隣関係、住宅関係、仕事関係、生活困窮、孤独・孤立、就労支援、消費生活問題、資産関係、動物愛護関係

※相談者の同意を得たうえで同行支援を実施

3 相談窓口の広報

相談窓口について、県内市町村福祉担当課、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム団体等に周知するとともに、市町村の公民館・コミュニティセンター担当課にも周知している。
 今後は9～10月に新しいチラシを作成して、関連する研修や会議等の機会を活用した配布・説明、住民に身近なスーパーマーケット等の店舗での配架等の周知により相談窓口活用の促進を図る。

重層的支援体制整備事業の県内市町村実施状況について

1 重層的支援体制整備事業とは

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、市町村が社会福祉法に基づき、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う任意事業。

事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が考え方や進め方などを共有しながら議論をし、実際の取組に移していくプロセスを丁寧に行うことが必要となる。

2 県内市町村の実施状況

令和8年度は新たに1町が開始し11市町村が重層的支援体制整備事業を実施。

開始時期	開始	終了
令和3年度	北栄町	
令和4年度	鳥取市、米子市、智頭町	
令和5年度	倉吉市	
令和6年度	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町	
令和7年度	日吉津村、大山町、南部町	
令和8年度	岩美町	北栄町、日吉津村

※重層事業から別事業に移行する理由

北栄町：重層事業により見えた課題に取り組むため、重層事業によらない包括的な支援体制の整備を進めるため

日吉津村：令和8年度国のモデル事業（小規模自治体向け事業）を活用し、包括的な支援体制の整備を進めるため

3 市町村等への働きかけ

県内未実施町への勧奨及びその後の情報提供等を実施するとともに、県内市町村及び社協等関連団体を対象とした研修会を実施し、県全体の包括的支援体制の整備の推進を図る。

■市町村包括的福祉支援体制のための基盤整備支援事業（県社協委託）

市町村包括的福祉支援体制に係る県全体の推進を図るため、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした以下の研修会等を開催する。

（1）担当者研修

自治体関係者等を対象とした研修会を開催し、県全体の取組の推進を図る。（年1回）

（2）人材育成研修

包括的な支援体制について、支援の中核的役割を担う人材の育成を図る。（年3回）

（3）包括的な支援体制整備に関するセミナー

地域住民等を対象としたセミナーを開催し、行政や関係機関だけでなく、住民を含めた地域での支え合いも活用して解決に取り組む「地域共生社会」についての意識共有を図る。（年1回）

（4）孤独・孤立対策強化事業

圏域別の情報交換会を開催し、孤独・孤立対策や重層的支援と連携可能な地域資源の見える化・情報集約を図る。（年3回）

■「包括的支援体制整備推進チーム」の設置

包括的支援体制を整備しようとする市町村に対し、ノウハウの助言、具体的課題の解決方策の検討、人材育成研修等を通じ、実践的サポートを行う。

4 今後の取組

重層的支援体制整備事業について、県内の未実施市町村に引き続き勧奨するとともに、令和9年度から小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」が新設されることから、国の動向を注視しつつ、町村への情報提供を行っていく。

孤独・孤立に係る人材育成研修について

1. 目的

当事者を含むすべての関係者と連帯し、幅広い視点から孤独・孤立を理解し、孤独・孤立対策や重層的な支援体制に参加できる人材を、県民から支援機関の専門職員まで幅広く養成し、つながりを構築することを目的とする。

また、孤独・孤立という課題に関わろうとする一般県民を対象とした「孤独・孤立サポーター研修」にて地域における伴走支援を継続する人材を育成するとともに、行政窓口職員や支援機関職員等を対象とした「スキルアップ研修（～R7：専門研修）」にて、支援機関における連携や対人援助手法を深く理解した人材を育成する。

併せて、県民から支援機関職員までを幅広く対象とした「サポーター交流会」にて、知識やスキルの向上及び孤独・孤立課題に関わろうとする人材の交流によりつながりづくりの促進を図ることを目的とする。

2. 開催状況

研修種別	内容	R7 実績	R8 予定
孤独・孤立サポーター研修 (基礎研修)	人と地域とつながる支援を進めるうえで基本となる考え、孤独・孤立対策に関する基本的な考えを深める研修。	R7. 8. 4 ・会場、録画視聴等 ・参加者計 46 人	R8. 7. 13 ・会場、録画視聴 ・参加者 50 人程度
孤独・孤立サポーター研修 (対人援助研修)	どのような相手であっても信頼関係を築き、安全で効果的なコミュニケーションを行うスキルを習得するための研修。	R7. 8. 18、20 ・会場 ・参加者計 40 人	R8. 8. 6 ・会場 ・参加申込者 86 人
スキルアップ研修 (～R7 専門研修)	様々な困難を抱えた当事者、家族、地域の理解を深め、関係者・機関と連携しながら支援を行う力量を高める研修。	R8. 1. 20、R8. 2. 2 ・会場、オンライン ・参加者計 79 名	R8. 9. 15、17 ・会場、オンライン ・申込受付中
サポーター交流会	地域活動団体や様々な当事者の声を聴くこと、サポーター同士や活動実践者、福祉専門職等関係者との交流により、孤独・孤立に関する知識を深め、様々な属性の人と関わるスキルを更に向上させることにより、参加者の日々の活動の発展に寄与する。	(東部) R8. 2. 28 (中部) R8. 3. 1 (西部) R8. 3. 7 ・会場 ・参加者計 42 名 ※孤独・孤立サポーター、福祉関係者、ピアサポーター等	R8. 10. 21 ・会場 ・今後申込受付予定 ・講演講師: NPO 法人抱樸 森松専務理事

地域のきずな推進支援事業について

少子高齢化、核家族化等の社会状況の変化に伴う単身高齢者世帯の増加とともに、身寄りのない方への支援が必要となっており、市町村において、特に入院・入所手続きや死後事務の対応に苦慮するケースが発生して課題となっている。

今後、増加が見込まれる身寄りのない方が、これまでどおり住み慣れた地域・故郷において安心して生活していけるようにするため、専門家・関係団体の知見や地域住民の支え合い・つながり等を活用して、市町村による身寄りのない方を支える地域づくり・支援体制を推進するため、令和8年度に「地域のきずな推進支援事業」を実施する。

(1) 「身寄りのない方への支援」ワーキンググループ

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにワーキンググループ（WG）を設置して、身寄りのない方への支援策を検討。

<メンバー>

ア 参加団体（9名、敬称略）

団体名等	出席者
法テラス鳥取法律事務所	野口 悠紀音（のぐち ゆきね）
鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長	眞弓 洋一（まゆみ よういち）
米子市長寿社会課 係長	矢野 麻友（やの まゆ）
三朝町地域包括支援センター 主幹介護支援専門員	川崎 明美（かわさき あけみ）
とっとり東部権利擁護支援センター 相談支援員	星見 智之（ほしみ ともゆき）
鳥取県介護支援専門員連絡協議会 理事	多林 康子（たばやし やすこ）
鳥取県老人福祉施設協議会 理事	川口 弥文（かわぐち みつひさ）
日南病院 地域連携室 室長	上田 佑也（うへだ ゆうや）
鳥取県東部医師会在宅医療介護連携推進室 室長	橋本 渉（はしもと わたる）

イ 助言者 同志社大学 永田祐 教授（地域福祉専門、厚生労働省審議会・検討会委員）

ウ 県庁関係課

輝く鳥取創造本部（中山間地域振興課、交通政策課）、生活環境部（住宅政策課）、福祉保健部（長寿社会課、障がい福祉課、医療政策課、健康政策課）、中部・西部総合事務所（保健所等）

<主な検討項目>

「入院・入所手続きの支援」と「死後事務の支援」

<今後の予定>

第3回の会議での議論を踏まえて、第4回（R8.10.9）の最後の会議で主な検討項目として身寄りのない方への「入院・入所手続きの支援」と「死後事務の支援」等について報告書において支援策のとりまとめを行う。

<報告書案（第3回会議時点の支援の方向性項目）>

入院・入所手続きの支援

- ①行政、医療・介護関係者の共通認識と対応のルール化（行政、関係団体等によるガイドラインの策定等）
- ②医療・介護現場の理解促進（医療・介護の現場での多職種連携によるサービス方針の検討）
- ③日常生活自立支援事業・新たな第二種社会福祉事業の実施体制の整備（市町村による社協の連携、支援）
- ④成年後見制度の理解・利用促進（制度改正を含めた成年後見制度の住民への広報・啓発の強化）
- ⑤地域におけるつながり・居場所づくりの推進（住民どうしのつながりづくり・相互の生活支援への発展）

死後事務の対応支援

- ①行政、医療・介護関係者だけでなく多方面での終活支援の啓発（多分野・多団体による啓発）
- ②行政、関係者の共通認識、役割分担等の対応のルール化（行政、関係団体等によるガイドラインの策定等）
- ③行政による身寄りのない方の遺留金品処分の手続きの簡略化等（国による制度改正等の対応）
- ④国による身寄りのない方の支援制度の充実化等（行政・関係団体と金融機関とのルール化の整備等）

(2) 市町村による身寄りのない方への支援体制整備事業

市町村（圏域）における身寄りのない方等の困りごと・問題の予防や支援・解決につながるモデル的・試行的な仕組みづくり・取組を支援する。

<補助事業概要>

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の上限額
鳥取県地域で身寄りのない方を支える市町村支援事業	市町村	身寄りのない方に対する日常生活の見守りや相談支援、病院や介護保険施設等の入院・入所時手続きの支援、死後事務の対応など、地域で身寄りのない方に寄り添ったきめ細かなモデル・試行的な取組に係る経費（報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など）	10／10	（1）市町村の取組（単独の市町村において取り組む場合） 50万円 （2）圏域の取組（複数の市町村において広域的に取り組む場合） 100万円

<申請状況>

2市町村の申請あり

（鳥取市：東部圏域における事例集作成 米子市：米子市身寄りのない高齢者等あんしんサポート事業）

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える8050問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内援助 高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) 特定援助者 家庭内援助を行う者をいう。
- (3) 被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。
- (4) 特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。
- (5) 特定援助者等支援 特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。
- (6) 関係団体等 福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (7) 民間支援団体 特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

- 3 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。
- 3 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報の活用と保護)

第9条 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による個人情報の共有は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。
- 3 第1項の規定により共有する個人情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければならない。

らない。

(特定援助者等支援に関する施策の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会)

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。

4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年鳥取県条例第		

会づくり審議会	号) 第14条第1項に規定する事項		
略		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。 2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。 3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。 4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。 5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。 6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。 7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。 8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。
ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策	1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。 2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。 3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。 4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。 5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。 2 1に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。 3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。 4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。

（注） この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めたとおりとする。

- 1 アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。
- 2 ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。
- 3 ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。
- 4 自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。
- 5 ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子どもをいう。
- 6 あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- 7 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年・鳥取県条例第28号）第14条第7項の規定により、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長)

第2条 審議会に委員の互選による委員長1人を置く。

2 委員長は審議会を進行する。

(副委員長)

第3条 審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(招集)

第4条 審議会は、福祉保健部長が招集する。

2 審議会の委員は、必要と認めるときは、福祉保健部長に審議会の招集を求めることができる。

3 福祉保健部長は、前項の求めがあり、必要と認めるときは、審議会を招集するものとする。ただし、審議会の総数の3分の1を超える委員又は委員長から招集を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

(会の庶務)

第5条 会の庶務は、福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課にて行う。

附 則

この規程は、令和5年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月16日から施行する。

<参考1>

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年12月26日・鳥取県条例第28号）（審議会部分の抜粋）

（孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会）

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。

4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

<参考 2>

鳥取県附属機関条例（平成 25 年 10 月 11 日・鳥取県条例第 53 号）（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（設置）

第 2 条 別表第 1 の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第 2 の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前 2 項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が 1 年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第 3 条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第 5 条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会等）

第 6 条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	調査審議する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和 4 年鳥取県条例第 28 号）第 14 条第 1 項に規定する事項